

## 令和3年度 査察の概要

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

国税査察官は、近年における経済取引の広域化、国際化及びICT化等による脱税の手段・方法の複雑・巧妙化など、経済社会情勢の変化に的確に対応し、悪質な脱税者に対して厳正な調査を実施しています。

### 1 査察調査の概要

#### 【令和3年度の取組】

○ 検察庁に告発した件数は6件、脱税総額（告発分）は3億2,700万円

悪質な脱税者に対して厳正な査察調査を実施し、6件を検察庁に告発、告発した査察事案に係る脱税総額は3億2,700万円でした。1件当たりの脱税額は総額分（321百万円）、告発分（55百万円）でした。新型コロナウイルスの影響により告発件数は減少しました。告発率は60.0%でした。

○ 無申告事案及び国際事案のほかその他時流に即した社会的波及効果の高い事案を告発

無申告事案及び国際事案では、輸入商品を取り扱う繊維製品卸売り会社の無申告ほ脱事案を告発しました。

その他、弁護士が詐欺、横領で得た所得を申告から除外した社会的波及効果の高い事案を告発しました。

#### 【令和3年度中の判決状況】

○ 17件の一審判決全てに有罪判決が言い渡され、1人に実刑判決

令和3年度中の一審判決17件全てに有罪判決が言い渡され、1人に実刑判決が出されました。

## 2 重点事案への取組

令和3年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果の高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

### (1) 無申告事案

納税者の自発的な申告・納税を前提とする申告納税制度の根幹を揺るがす無申告によるほ脱犯について積極的に取り組み、令和3年度は3件を告発しました。

年度	平成 29	30	令和 元	2	3
告発件数	内2件 4	内1件 4	内6件 9	内2件 2	内1件 3

(注) 告発件数欄の内書は、単純無申告ほ脱事案の件数である。

(参考) 単純無申告ほ脱犯（故意の申告書不提出によるほ脱犯）の規定は、悪質性の高い無申告に厳正に対処するため、平成23年に創設されました。

### (2) 国際事案

経済社会のグローバル化の進展に伴い、個人・企業による国境を越えた経済活動が複雑多様化する中、国際的な脱税への対応が求められています。

このような状況の中、国際事案に積極的に取り組み、令和3年度は2件を告発しました。

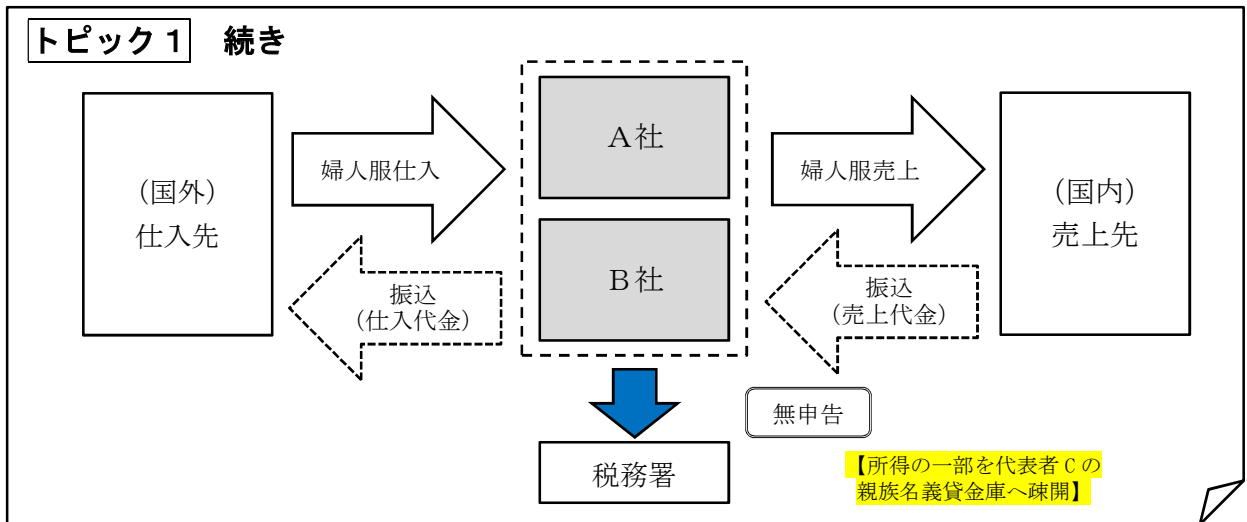
年度	平成 29	30	令和 元	2	3
告発件数	件 3	件 4	件 2	件 3	件 2

#### トピック1 輸入商品を取り扱う繊維製品卸売り会社の無申告ほ脱事案を告発

輸入した繊維製品を国内で販売して得た多額な所得に係る法人税の申告義務を認識していながら、所得を秘匿し確定申告を行わず故意に納税を免れていた無申告ほ脱事案を告発しました。

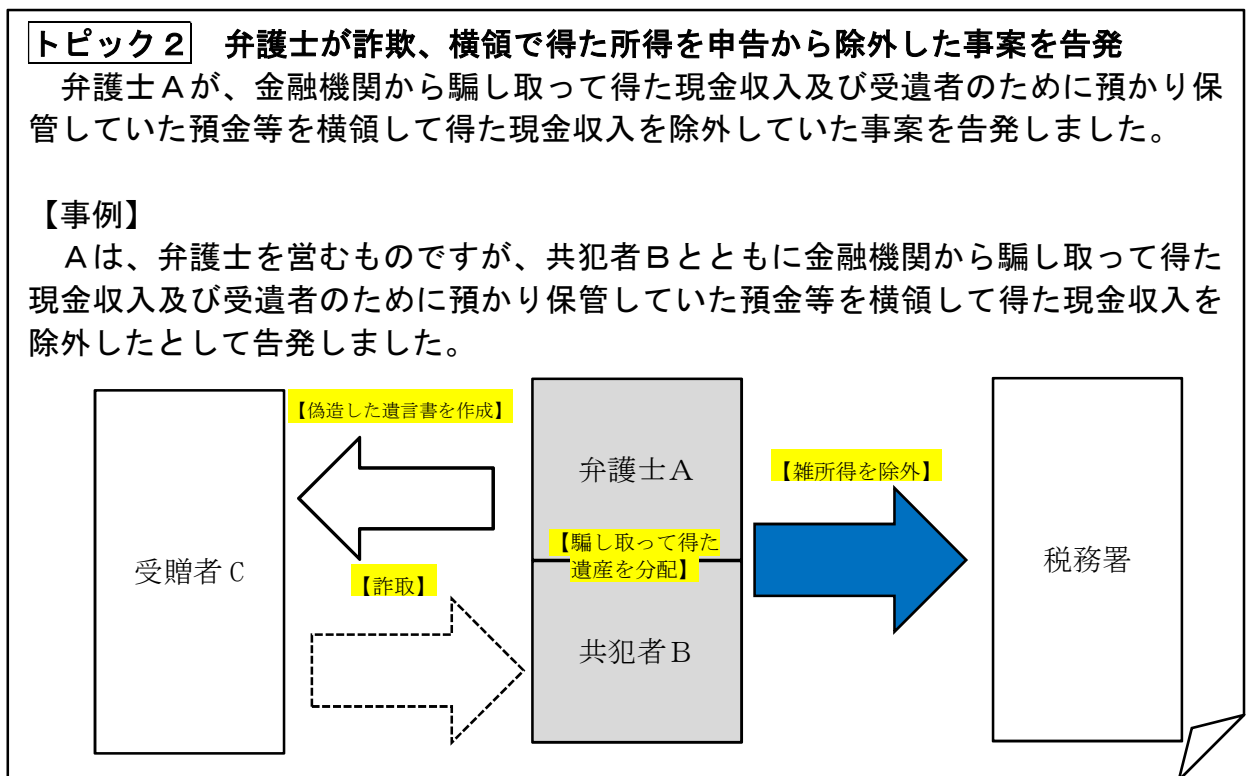
#### 【事例】

A社及びB社は、輸入した繊維製品を国内で販売し多額な所得を得ていたものですがA社及びB社の代表者Cは、同社名義の預金から出金した現金をCの親族名義の貸金庫等に疎開させる方法により所得を秘匿したうえ、法人税の申告義務を認識しながら確定申告を一切せずに納税を免れていました。



### (3) その他社会的波及効果の高い事案

時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案に対して積極的に取り組みました。



## 3 不正資金の留保・費消状況及び隠匿場所

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されていました。

また、脱税によって得た不正資金の隠匿場所は様々でしたが、

- 居宅の棚に置かれた箱の中 (法人税法違反)
- 銀行の貸金庫の中 (法人税法違反)

に現金を隠していた事例などがありました。

#### **4 査察事件の一審判決の状況**

令和3年度中に一審判決が言い渡された件数は17件であり、その全てに有罪判決が出され、実刑判決が1人に出されました。

#### **5 各種資料情報及びデータ活用の推進**

査察を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、令和3年7月、データ分析を専門的に扱うチームを設置しました。令和4年7月に情報分析専門官を新設し、当該チームを強化することとしています。

#### **6 国際化及びICT化への対応**

経済取引の国際化及びICT化等に伴い、国際事案に積極的に取り組むほか、ICT化については、デジタルフォレンジック技術を積極的に活用しています。

## 7 参考計表

### (1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

項目 \ 年度	平成 29	30	令和 元	2	3
着手件数	20 件	20 件	18 件	12 件	13 件
処理件数 (A)	19	21	21	16	10
告発件数 (B)	15	17	17	9	6
告発率 (B/A)	78.9 %	81.0 %	81.0 %	56.3 %	60.0 %

### (2) 脱税額の状況

項目 \ 年度	平成 29	30	令和 元	2	3
脱税額	1,178 百万円	1,884 百万円	1,162 百万円	1,165 百万円	3,210 百万円
総額	1,178	1,884	1,162	1,165	3,210
同上1件当たり	62	90	55	73	321
告発分	995	1,655	964	720	327
同上1件当たり	66	97	57	80	55

(注) 脱税額には加算税額を含む。

### (3) 税目別告発事案の推移

#### イ 税目別の告発件数

区分 \ 年度	平成 29	30	令和 元	2	3
所得税	2 件	2 件	4 件	— 件	2 件
法人税	7	5	6	7	4
相続税	—	1	—	—	—
消費税	内2 5	内3 6	内— 7	内1 2	内— —
源泉所得税	1	3	—	—	—
合計	15	17	17	9	6

(注) 消費税の内書は消費税受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の告発件数である。

□ 税目別の脱税額

区分	年度	平成	30	令和	2	3
		29		元		
所得税	百万円	106	116	258	—	160
法人税		566	468	365	376	167
相続税		—	241	—	—	—
消費税		260	414	341	344	—
源泉所得税		63	416	—	—	—
合計		995	1,655	964	720	327

(注) 脱税額には加算税額を含む。

(4) 告発の多かった業種

令和元		2		3	
業種	者数	業種	者数	業種	者数
人材派遣	4	不動産業	5	繊維製品卸	2
建設業	3	—	—	その他(雑所得除外)	2
風俗業	2	—	—	—	—

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

(5) 査察事件の一審判決の状況

項目 年度	①	②	有罪率 (②/①)	実刑判決 人数	③	④	⑤
	判決 件数	有罪 件数			1件当たり 犯則税額	1人当たり 懲役月数	1人(社)当 たり罰金額
令和 元	内— 14	内— 14	% 100.0	内— —	百万円 55	月 16.6	百万円 10
2	内1 11	内1 11	100.0	内— 1	49	9.6	13
3	内1 17	内1 17	100.0	内1 1	42	12.8	13

(注) 1 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

2 ③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。